

## 塩尻市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者のヘルメットの着用の促進を図るため、自転車用ヘルメットの購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有し、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の3月31日において16歳から18歳まで又は65歳以上の者とする。ただし、他の補助金等の交付を受けている場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、自転車用ヘルメット（SG基準又はこれに相当する安全基準を満たす新品のものに限る。以下同じ。）の購入に要する経費の3分の2以内の額とし、3,000円を限度とする。

2 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（当該者が未成年者の場合にあっては、その保護者。以下「申請者」という。）は、塩尻市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、自転車用ヘルメットの購入に係る領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添付して、自転車用ヘルメットを購入した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、塩尻市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年12月22日から施行し、同年4月1日以後の自転車用ヘルメットの購入について適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条の規定による申請をした者に係る補助金については、同日後もなおその効力を有する。